



鳥取県公報

平成15年10月14日(火)

号外第127号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(56)(職員課).....	2
	鳥取県部設置条例の一部を改正する条例(57)(行政経営推進課).....	4
	生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例(58)(福祉保健課).....	6
	鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(59)(県民生活課).....	6
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(60)(住宅環境課).....	7
	鳥取県優良木造住宅建設資金助成条例の一部を改正する条例(61)().....	8

——— 公布された条例のあらまし ———

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 通勤のため特別急行列車で一定の要件を満たすものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例としている職員(以下「特別急行列車利用職員」という。)に支給される通勤手当の支給要件から公署を異にする異動等に伴う通勤の実情の変更を除くこととした。(第10条関係)
- 2 特別急行列車利用職員に支給する通勤手当の月額を定めることとした。(第10条関係)
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県部設置条例の一部を改正する条例

- 1 題名を鳥取県部等設置条例に改めることとした。
- 2 防災監の所掌事務を定めることとした。(新第2条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例

- 1 生活福祉資金貸付事業の補助の条件について、次のとおり改正することとした。
 - (1) 生活福祉資金運営委員会を貸付審査等運営委員会とすること。
 - (2) 貸付審査等運営委員会の委員として弁護士、不動産鑑定士を加えること。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 動物取扱業の登録に係る申請者が動物の愛護及び管理に関する法律の基準の遵守をせず、又はしないことが明らかであるときは、当該登録を拒否しなければならないこととした。(第10条の6関係)
- 2 動物取扱業に係る罰則規定について所要の改正を行うこととした。(第29条の2、第33条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 次の県営住宅を設置することとした。(別表第1関係)

名 称	位 置
行徳団地	鳥取市行徳三丁目

- 2 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

鳥取県優良木造住宅建設資金助成条例の一部を改正する条例

- 1 優良木造住宅建設資金補助金について、知事が認める木材の使用割合に係る基準に加え、建設基準のうち木造住宅の規模構造に係る基準のみに適合すれば同補助金の交付が受けられる区分を新たに設け、当該区分に係る補助金の額を1戸につき30万円とすることとした。(第4条関係)

- 2 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
 (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年10月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第56号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(通勤手当) 第10条 略 2 略 3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等での利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の	(通勤手当) 第10条 略 2 略 3 <u>公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして人</u>

額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。)を負担することを常例とするものの通勤手当の月額、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額及び同項の規定による額の合計額とする。

(1) 通勤のため特別急行列車でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この号において同じ。)を負担することを常例とする職員 人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の1月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額

(2) 通勤(公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤に限る。以下この号において「特定通勤」という。)のため高速自動車国道その他の交通機関等(特別急行列車を除く。以下「高速自動車国道等」という。)で、その利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下「高速自動車国道等特別料金等」という。)を負担することを常例とする職員(公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった当該職員で人事委員会規則で定めるものに限る。) 人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の1月の特定通勤に要する高速自動車国道等特別料金等の2分の1に相当する額(その額が2万円を超えるときは、2万円)

(3) 前2号に掲げる職員のいずれにも該当する職員 前2号に定める額の合計額

4 前項の規定は、国家公務員等であった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となった者のうち、第

事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「特別急行列車等」という。)でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の月額は、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額(その額が2万円を超えるときは、2万円)及び同項の規定による額の合計額とする。

4 前項の規定は、国家公務員等であった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となった者のうち、第

1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、高速自動車国道等での利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る高速自動車国道等特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の月額算出について準用する。

5 略

1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等での利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の月額算出について準用する。

5 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の職員の給与に関する条例第10条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により算出される通勤手当の月額を支給されている者（同条第3項に規定する特別急行列車でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る同項に規定する特別料金等を負担することを常例とするものに限る。）は、その者の通勤の実情に変更がない限り、改正後の職員の給与に関する条例第10条第3項の規定により算出される通勤手当の月額を支給される者とみなす。

(人事委員会規則への委任)

3 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

鳥取県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年10月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第57号

鳥取県部設置条例の一部を改正する条例

鳥取県部設置条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
鳥取県部等設置条例	鳥取県部設置条例
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、<u>防災監及び次の7部を置く。</u></p> <p>総務部 企画部 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部</p> <p>(防災監の所掌事務)</p> <p>第2条 <u>防災監の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 防災及び危機管理に関する事項 (2) 消防に関する事項</p> <p>(総務部の所掌事務)</p> <p>第3条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(12) 略 (13) <u>その他の部等の所掌に属しない事項</u></p> <p>(企画部の所掌事務)</p> <p>第4条 略</p> <p>(福祉保健部の所掌事務)</p> <p>第5条 略</p> <p>(生活環境部の所掌事務)</p> <p>第6条 略</p> <p>(商工労働部の所掌事務)</p> <p>第7条 略</p> <p>(農林水産部の所掌事務)</p> <p>第8条 略</p> <p>(県土整備部の所掌事務)</p> <p>第9条 略</p> <p>(雑則)</p> <p>第10条 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項及び第2項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の7部を置く。</p> <p>総務部 企画部 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部</p> <p>(総務部の所掌事務)</p> <p>第2条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(12) 略 (13) <u>その他他部の所掌に属しない事項(消防及び防災に関する事項を除く。)</u></p> <p>(企画部の所掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>(福祉保健部の所掌事務)</p> <p>第4条 略</p> <p>(生活環境部の所掌事務)</p> <p>第5条 略</p> <p>(商工労働部の所掌事務)</p> <p>第6条 略</p> <p>(農林水産部の所掌事務)</p> <p>第7条 略</p> <p>(県土整備部の所掌事務)</p> <p>第8条 略</p> <p>(雑則)</p> <p>第9条 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年10月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第58号

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例（昭和30年鳥取県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（補助の条件）</p> <p>第4条 知事は、前条の補助金（以下「補助金」という。）を交付する際には、生活福祉資金貸付事業の実施について、次の条件を付けることができる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）貸付資金運営の大綱並びに貸付けの決定、一時償還及び貸付けの停止、延滞利子の免除並びに償還金の支払猶予及び支払免除については、関係行政機関の職員、民生委員、鳥取県社会福祉協議会の役員及び職員、医師、<u>弁護士、不動産鑑定士</u>、鳥取県社会福祉審議会委員その他学識経験者をもって構成する貸付審査等運営委員会に諮ること。</p> <p>（3）及び（4）略</p>	<p>（補助の条件）</p> <p>第4条 知事は、前条の補助金（以下「補助金」という。）を交付する際には、生活福祉資金貸付事業の実施について、次の条件を付けることができる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）貸付資金運営の大綱並びに貸付けの決定、一時償還及び貸付けの停止、延滞利子の免除並びに償還金の支払猶予及び支払免除については、関係行政機関の職員、民生委員、鳥取県社会福祉協議会の役員及び職員、医師、<u>鳥取県社会福祉審議会委員</u>その他学識経験者をもって構成する<u>生活福祉資金運営委員会</u>に諮ること。</p> <p>（3）及び（4）略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年10月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第59号

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(登録の拒否)</p> <p>第10条の6 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、<u>若しくは第10条の3第1項の規定による法第11条第1項の基準の遵守をせず、若しくはしないことが明らかであるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、第10条の4第1項の登録を拒否しなければならない。</u></p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第29条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第10条の4第1項の規定に違反して、知事の登録を受けないで動物取扱業を営んだ者</p> <p>(2)~(5) 略</p> <p>第33条 第10条の7第4項、第10条の9第2項又は第10条の10の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、<u>5万円以下の過料に処する。</u></p>	<p>(登録の拒否)</p> <p>第10条の6 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、第10条の4第1項の登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第29条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第10条の4第1項の規定に違反して、知事の登録を受けないで動物取扱業を営む者</p> <p>(2)~(5) 略</p> <p>第33条 第10条の7第4項、第10条の9第2項又は第10条の10の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、<u>20万円以下の過料に処する。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年10月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第60号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年鳥取県条例第49号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																		
<p>別表第1(第2条の2関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国安南団地</td> <td style="text-align: center;">鳥取市国安</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">行徳団地</td> <td style="text-align: center;">鳥取市行徳三丁目</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		国安南団地	鳥取市国安	行徳団地	鳥取市行徳三丁目	略		<p>別表第1(第2条の2関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国安南団地</td> <td style="text-align: center;">鳥取市国安</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		国安南団地	鳥取市国安	略	
名 称	位 置																		
略																			
国安南団地	鳥取市国安																		
行徳団地	鳥取市行徳三丁目																		
略																			
名 称	位 置																		
略																			
国安南団地	鳥取市国安																		
略																			

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

鳥取県優良木造住宅建設資金助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年10月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第61号

鳥取県優良木造住宅建設資金助成条例の一部を改正する条例

鳥取県優良木造住宅建設資金助成条例（平成12年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(補助金の額) 第4条 補助金の額は、1戸につき60万円とする。 <u>ただし、第2条第1号の建設基準のうち、木造住宅の規模構造に係る基準のみに適合する場合は、1戸につき30万円とする。</u>	(補助金の額) 第4条 補助金の額は、1戸につき60万円とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県優良木造住宅建設資金助成条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定は、平成15年4月1日以後に補助金の選定結果の通知を受けた者（その者が建設し、又は購入しようとする住宅が改正後の条例第2条第1号の優良木造住宅に該当することを確認するための知事が別に定める検査ができる状態にある者に限る。）に対する当該通知に係る補助金から適用する。